

令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 企画提案選定要領

1 事業名

令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業

2 契約期間

契約日から令和2年（2020年）2月14日（金）

3 契約限度額

3,580千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする

4 業務内容

別添、「令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 企画提案仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で変更することができるものとする。

5 実施方法

(1) スケジュール（予定）

項目	日程
質問受付期間	令和元年11月8日（金）～11日（月）11時必着
質問に対する回答	令和元年11月12日（火）
委託事業者選定委員会 参加届提出期限	令和元年11月13日（水）11時必着
企画提案書の提出	令和元年11月15日（金）11時必着
委託事業者選定委員会	令和元年11月18日（月） ※時間は別途通知
選定結果の通知	令和元年11月19日（火）

(2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。

なお、Eメール送信後、確認のため静岡県朝鮮通信使友好交流実行委員会事務局（静岡県地域外交局地域外交課内）宛てに電話を行うこと。

ア 受付期間：令和元年11月8日（金）～11日（月）11時まで

イ 送付先：Eメール kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

電話番号 054-221-3254

ウ 回答：令和元年11月12日（火）に、Eメールで回答する。

(3) 企画提案書

別添、「令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 企画提案書作成要領」に従い作成し、事前に提出する。

ア 受付締切日：令和元年11月15日（金）11時必着

イ 提出先：静岡県朝鮮通信使友好交流実行委員会事務局

（静岡市葵区追手町9-6 静岡県地域外交局地域外交課内）

ウ 提出部数：5部

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、静岡県朝鮮通信使友好交流実行委員会事務局は、受理の旨をEメールにて提案者に通知する

※ 企画提案は、1者1提案とする。

※ 郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。ただし、企画提案当日の資料の追加は可とする。資料を追加する場合、5部用意すること。

(4) プレゼンテーション

ア 日時：令和元年11月18日（月）（時間は別途通知する）

イ 場所：静岡県庁東館3階 静岡県地域外交局会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

ウ 1者当たりの所要時間：プレゼンテーション 10分程度
質疑応答 10分程度

※プレゼンテーション資料は紙媒体のみとする。

※提案者のみの説明も可とする。

※会場内に入場できる説明者等は2名以内とする。

※時間、場所等は、企画提案者各者に別途、通知する。

(5) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

6 選定

(1) 選定方法

静岡県職員で構成する「令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 委託事業者選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和元年11月19日（火）までに、全てのプレゼンテーション参加者に、Eメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県朝鮮通信使友好交流実行委員会は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

(3) 選定基準

別添「令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 委託事業者選定基準」のとおり。

7 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある。（県庁内及び令和元年度静岡県朝鮮通信使友好交流事業 委託事業者選定委員会の使用に限る）

(2) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 審査を行う静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合
- ウ その他、静岡県朝鮮通信使友好交流実行委員会と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合